

ごみステーション施設整備補助金制度



制度の概要

地域の良好な生活環境の向上を図るため、一般家庭から出るごみを収容するための施設の購入及び設置に対して補助金を交付します。



交付対象となる施設

次の要件をいずれも満たす施設に対して補助します。

- (1)構造上設置から3年以上使用できる耐久性があり、**市内の販売業者から購入したもの。**
- (2)原則10世帯以上が利用する施設で、利用世帯のごみが収容できる大きさのもの。
- (3)衛生的かつ鳥獣等によるごみの散乱を防止できる構造のもの。
- (4)ごみステーションに設置されるもので、管理者又は利用者により適切に管理されるもの。
- (5)土地等の占有・使用許可又は土地を使用することにつき権原を有する者の承諾を得られた場所に設置されるもの。

補助金の額

設置費用(消費税を含む)の2分の1(100円未満の端数は切り捨て)

限度額 50,000円

※年度内で先着20件まで

※原則、年度内で1町内自治会等に対し1件(ごみかご1台)まで

※他の補助制度を利用して購入する施設は対象外。

⚠️ 設置前の注意と確認のお願い

(設置前の注意)

設置する前に施設設置予定の土地の所有者または管理者を調べ、土地の使用が可能かどうかを確認し許可をもらってください。

💡 土地の所有者については、法務局で土地の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)を取得してご確認ください!

(確認のお願い)

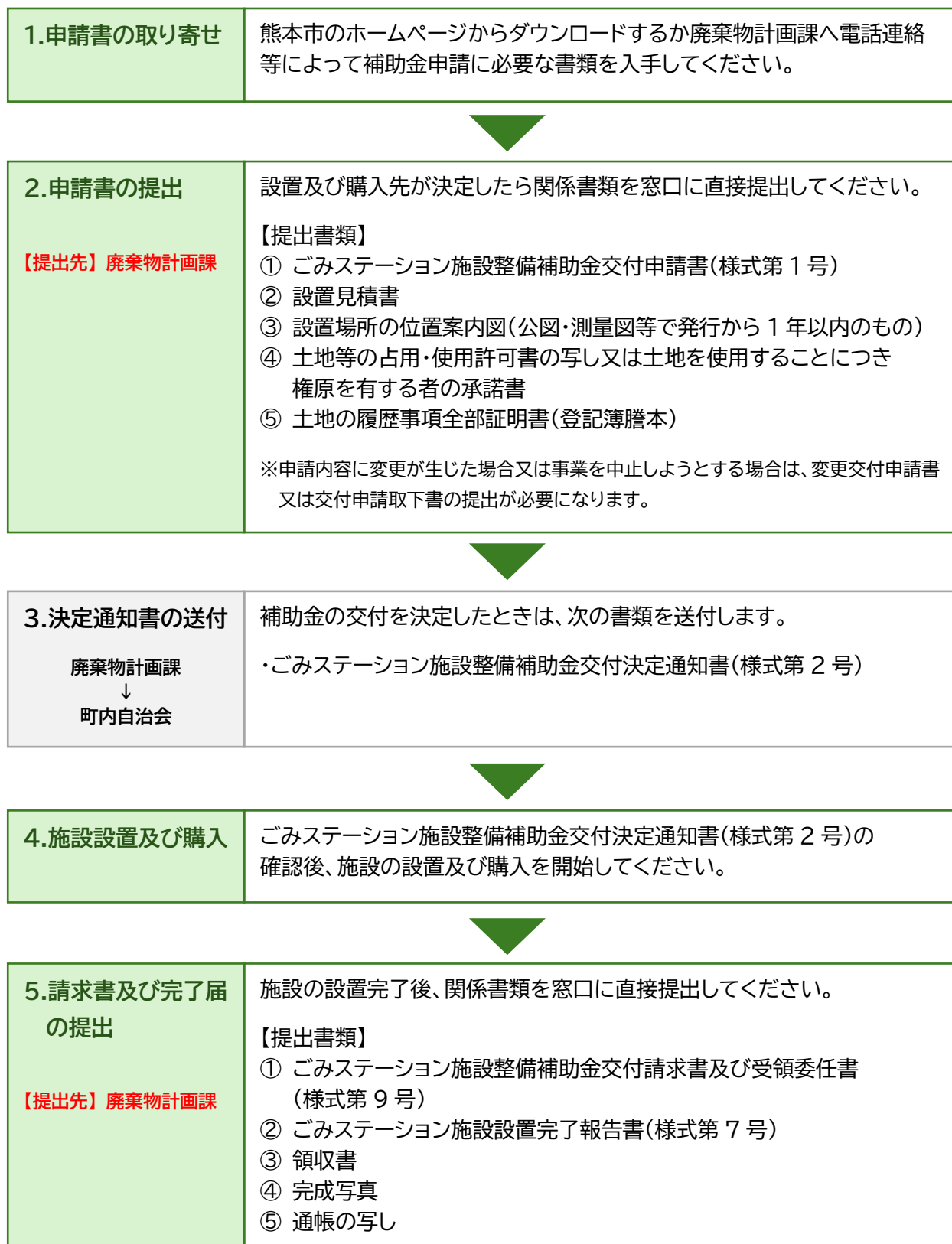
昨年、道路上に設置されていたごみ籠が原因と考えられる交通事故が発生しました。

町内自治会の皆様におかれましては、道路上に設置しているごみ籠が交通の妨げになっていないか、または、事故につながる恐れがないかを今一度確認していただきますようお願いいたします。

地域の皆様の利便性や安全性の確保のため、新たな場所にごみ籠を設置する場合は、「ごみステーション施設整備補助金」の活用をご検討ください。



ごみステーション施設の補助金交付までの流れ



関係書類の確認後、指定の口座へ補助金を振り込みます。